

議案第 38 号

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

令和 6 年 6 月 12 日提出

熊取町長 藤 原 敏 司

提案理由

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 86 号）が施行されたことに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことにより、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものです。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第13号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>（掲示等）</u> 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示するとともに電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供</u>しなければならない。 （電磁的記録等） 第53条 （略） 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機	<u>（掲示 ）</u> 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示 _____ _____ _____しなければならない。 （電磁的記録等） 第53条 （略） 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機

と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し又は提出したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。） _____をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 から 6 まで (略)

と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付__又は提出したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 から 6 まで (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。